平成31年３月７日

一般社団法人広島県資源循環協会　代表理事　様

広島県環境県民局産業廃棄物対策課長

（〒730-8511広島市中区基町10-52）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の

施行について（通知）

　このことについて，平成31年３月１日付け環循規発第1903017号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から別紙のとおり通知がありました。

ついては，次のとおり水銀使用製品産業廃棄物に新たに水銀使用製品が追加された改正となっておりますので，貴会員に周知いただくようお願いします。

【改正の概要等】

１　水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品及びあらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品の追加

　　規則別表第４の水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品に新たに６製品（次表を参照）が追加され、そのうち、あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品として、規則別表第５に３製品が追加されました。

|  |  |
| --- | --- |
| 新たに追加された水銀使用製品 | 水銀の回収義務 |
| 放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを含む。）を除く。） | ○ |
| 水銀圧入法測定装置 | － |
| ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。） | － |
| 容積形力計 | ○ |
| 滴下水銀電極 | ○ |
| 水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。） | － |

２　廃水銀等を排出する特定施設の改正

　　上記１で水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品に水銀圧入法測定装置が追加されたことから、引き続き水銀圧入法測定装置を有する施設において生じた廃水銀等が特定管理産業廃棄物として取り扱われるように，規則別表１の規定が整理されました。

３　その他

　　この改正を踏まえて「水銀廃棄物ガイドライン」が改定され、次の環境省ウェブサイトに掲載されています。

[環境省ウェブサイト（水銀廃棄物関係）]

（http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html）

担当　適正処理グループ

防災無線　7-99-2963

　（担当者　小西）